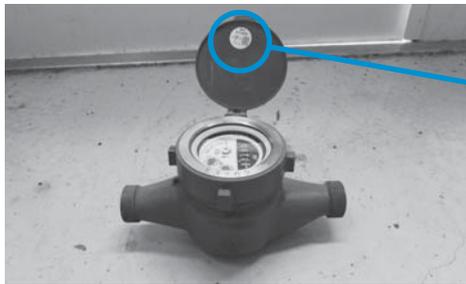


水道メーターの取替にご協力ください

お客様が使用している水道メーターは水道局でお貸ししていますが、水道メーターは、計量法の定めにより8年の有効期限に合わせて、取替を行わなければなりません。また、有効期限を過ぎた状態で使用し続けると、水道メーターの性能が劣化し、正しい検針ができない恐れがあります。

取替対象水道メーター

- 令和7年度は、**有効期限が2025年12月から2026年11月まで**の水道メーターをご使用の方が対象です。（有効期限は旧元号表記で記載されています。）
- 取替対象水道メーターの使用者には、4月と5月の検針時に「水道メーター取替のお知らせ」を配付しています。



水道メーター有効期限記載箇所



有効期限記載箇所拡大

取替作業

- 取替作業の費用は無料です。
- 5月1日から12月25日の期間内に作業します。
- 取替作業は、銚子市水道局が委託した銚子管工事協同組合に加盟している事業者が行います。
- 取替作業員は、水道局（銚子市水道事業）が証明する「身分証明書」を携帯しています。
- 立会いの必要はありません。ご不在の場合でも取替作業をさせていただきますのでご了承ください。
- 取替作業中、水道が止まります（通常の場合、20分程度）。
- 取替作業後、「水道メーター取替通知書」を手渡し、またはポストなどに投函します。
- 担当施工業者などのお問い合わせは、銚子管工事協同組合へご連絡ください。

銚子管工事協同組合 電話番号：0479-24-3377

（受付時間：平日 午前9時から午後4時まで）

- 取替作業後、「水が出ない」、「水道メーター付近で漏水している」などありましたら、取替施工業者または銚子管工事協同組合へお問い合わせください。

水道メーターの取替作業ができない場合、お客さまに修繕などの負担をお願いするため、取替業者または水道局からご連絡することがあります。

銚子市水道事業条例第22条により、水道メーターを含む給水装置はお客さまによる管理が義務づけられています。日ごろより適正な管理を行っていただき、水道メーター取替作業が円滑に行われるようご協力をお願いします。